

チェコ 特許法

発明及び合理化提案に関する 1990 年 11 月 27 日法律第 527 号
法令集法律第 519/1991 号，同第 116/2000 号及び同第 207/2000 号により改正
2000 年 10 月 1 日施行

目次

- 第 1 条 法律の目的
- 第 1 部 発明
- 第 1 章 特許
- 第 2 条
- 第 3 条 発明の特許性
- 第 4 条 特許性からの除外
- 第 5 条 新規性
- 第 6 条 進歩性
- 第 7 条 産業上の利用
- 第 8 条 特許を受ける権利
- 第 9 条 企業に属する発明
- 第 10 条
- 第 11 条 特許の効力
- 第 12 条
- 第 13 条 直接的な実施の禁止
- 第 13a 条 間接的な実施の禁止
- 第 13b 条 権利の消尽
- 第 14 条
- 第 15 条
- 第 16 条 特許の共有
- 第 17 条 特許の効力の制限
- 第 18 条
- 第 19 条 ライセンスの申出
- 第 20 条 強制ライセンス
- 第 21 条 特許の期間
- 第 22 条 特許の消滅
- 第 23 条 特許の取消
- 第 11 章 特許付与手続
- 第 24 条 特許出願
- 第 25 条
- 第 26 条
- 第 27 条
- 第 28 条
- 第 29 条
- 第 30 条 特許出願の予備審査

第 31 条	
第 32 条	
第 33 条	特許出願の完全審査
第 34 条	
第 35 条	
第 III 章	欧州特許出願と欧州特許
第 35a 条	
第 35b 条	欧州特許出願の国内出願への転換
第 35c 条	欧州特許の効力
第 35d 条	欧州特許による保護の範囲
第 35e 条	同時的保護の禁止
第 35f 条	欧州特許の取消
第 35g 条	欧州特許維持手数料
第 IV 章	医薬及び植物保護製品に関する補充的保護証明書の交付
第 35h 条	
第 35i 条	証明書交付の申請
第 35j 条	証明書取得の条件
第 35k 条	証明書の交付
第 35l 条	証明書の対象と効力
第 35m 条	証明書の有効期間
第 35n 条	証明書の失効
第 35o 条	証明書の取消
第 2 部	工業意匠 [削除]
第 3 部	庁への手続に関する共通規定
第 63 条	管理手続
第 64 条	手続の終了
第 65 条	期限の不遵守の許容
第 66 条	ファイルの閲覧
第 67 条	確認決定の手続
第 68 条	審判手続
第 69 条	特許登録簿及び庁の公報
第 70 条	代理
第 71 条	
第 4 部	合理化提案
第 72 条	
第 73 条	
第 74 条	
第 5 部	共通，経過及び最終規定
共通規定	
第 75 条	権利侵害
第 75a 条	情報を得る権利

第 75b 条
第 76 条 外国との関係
第 77 条 経過規定
第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条 授權，廃止及び最終規定
第 89 条
第 90 条 施行
法令集法律第 116/2000 号の経過規定

第1条 法律の目的

本法は、発明及び合理化提案の創作及び実施に由来する権利及び義務を規定することを目的とする。

第1部 発明

第1章 特許

第2条

産業財産庁(以下「庁」という。)は、本法に規定する要件を満たす発明に特許を付与する。

第3条 発明の特許性

(1) 特許は、新規性及び進歩性を有し、かつ産業上利用可能な発明に付与する。

(2) 特に、次のものは発明とはみなされない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 美的創造物

(c) 精神的活動の遂行、ゲームの実施又は事業運営に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)に述べた主題又は活動の特許性は、関係の出願や特許がそれ自体当該主題又は活動に係る限りにおいてのみ否定される。

(4) 人体や動物を対象とした手術や治療の方法及び人体や動物に対して行われる診断方法は、(1)の意味における産業上利用可能な発明とはみなされない。ただし、この規定は、そのような手術若しくは治療の方法又は診断方法において利用される物、特に物質や組成物については適用されない。

第4条 特許性からの除外

特許は次のものには付与しない。

(a) 実施が公共の利益若しくは道徳性に反することとなる発明。この性質は、単に当該発明の実施が法律で禁じられているという事実のみから帰結されるものではない。

(b) 動物の種若しくは植物の品種、又は動物若しくは植物の生産のための本質的に生物学的な方法。この規定は、微生物学的方法及びそれらによる生産物には適用されない。

第5条 新規性

(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規性を有するとみなす。

(2) 技術水準は、優先権(第27条)が出願人に帰属することとなる日より前に文書若しくは口頭の説明、使用又はその他により公衆に利用可能となっている一切のものを含む。

(3) 技術水準は、優先権が出願人に帰属することとなる日以後に公開されたものであるが先の優先日を認められるチェコ共和国での他の発明に関する出願の内容も含む(第31条)。本規定は、発明にかかる国際出願で先の優先日を認められるものについても、庁が指定官庁であることを条件として適用され、また欧州特許出願(第35a条)であって先の優先日を認められるものについても、チェコ共和国が有効な指定国であることを条件に適用される。発明に係る出願で特別の規定に基づき秘密とされているものは、優先権が発生する日から18月の期間

が満了した時に公開されたものとみなす。

(4) 本条(1)から(3)までの規定に拘らず、第3条(4)に述べる方法に使用される物質や組成物は、そのような方法への当該物質若しくは組成物の用途が技術水準に含まれていない場合は、特許性を否定されない。

(5) 出願前の6月以内に行われた発明の開示は、その開示が次の何れかの理由によるか又は次の何れかの結果である場合は、技術水準を構成するものとみなさない。

(a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用

(b) 出願人又はその法律上の前権利者が、関連の国際条約に定める条件に従って公の又は公認の博覧会で当該発明を展示したこと。ただし、本規定による例外を認められるためには、出願人は、当該発明が展示されたことを出願時に宣言し、かつ、その宣言の裏付けのために出願日から4月以内に当該発明が関連国際条約の規定に従って展示されたことを証する証明書を提出しなければならない。

第6条 進歩性

(1) 発明は、技術水準との関係において、当該技術分野の熟練者に自明でない場合に進歩性を有するとみなす。

(2) ただし、出願人の優先権の開始日現在において初めて公開された出願の内容(第31条)は、進歩性を評価する際には考慮されない。

第7条 産業上の利用

発明は、その主題が工業、農業又はその他の経済活動分野において製造若しくは使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなす。

第8条 特許を受ける権利

(1) 特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に属する。

(2) 発明者とは、自己の創作的活動により発明を行った者を意味する。

(3) 共同発明者は、発明の創作に参加した程度に応じて特許を受ける権利を有する。

第9条 企業に属する発明

(1) 発明者が雇用関係に由来する業務として発明を行った場合は、契約に別段の定めがない限り、発明者が組織の一員又はその他の類似の雇用関係(以下「雇用関係」という。)の一員であるとの事実によって、特許を受ける権利はその使用者に移転する。ただし、発明者としての権利自体は影響を受けない。

(2) 雇用関係の枠内で発明を行った発明者は、遅滞なく書面により使用者にその事実を報告し、かつ、発明を評価するのに必要な書類を使用者に送付しなければならない。

(3) 使用者が(2)にいう送付の受領から3月以内に特許を受ける権利を主張しない場合は、権利は発明者に復帰する。使用者及び従業者は共に、第三者に対して発明の秘密性を保持しなければならない。

(4) 雇用関係に基づいて発明を行った発明者は、使用者が特許を受ける権利を主張する場合は、使用者から適正な報酬を受ける権利を有する。報酬の額を確定するために、発明の技術的及び経済的重要性、発明の実施又はその他の使用から得られる利益、更に発明に対する使

ユーザーの実質的寄与並びに発明者の役務義務の程度を考慮に入れるものとする。既に支払われた報酬が発明の実施又はその他の使用から得られる利益に対応しないことが明らかになった場合は、発明者は、追加の報酬を受ける権利を有する。

第 10 条

発明者と使用者との間の雇用関係の終了は、第 9 条の規定に由来する権利義務を害するものではない。

第 11 条 特許の効力

(1) 特許所有者(第 34 条)は、発明を実施し、他人に発明を実施する権限を与え、また他人に特許を譲渡する排他権を有する。

(2) 特許は、庁の公報(以下「公報」という。)における特許付与の通知の公告日から効力を有する。

(3) 出願人は、特許出願の公開(第 31 条)の後に当該発明の主題を実施する者から適正な対価の支払を受ける権利を有する。適正な対価の支払を受ける権利は、特許の発効日から主張することができる。

(4) チェコ共和国における特許の付与を求める国際出願であって国際条約に従って公開されたものの出願人は、出願のチェコ語への翻訳文の公開(第 31 条)がなされた後においてのみ、(3)に定める適正な対価の支払を受ける権利を有する。

第 12 条

(1) 特許又は特許出願に基づき与えられる保護の範囲は、クレームの内容により決定される。クレームの内容の解釈については、明細書及び図面が用いられるものとする。

(2) 特許が付与されるまでの間、特許出願に基づき与えられる保護の範囲は、第 31 条の規定に従い公開された出願に含まれる特許クレームの内容によって決定されるものとする。ただし、特許出願に基づく保護の範囲は、付与された又は第 23 条の取消手続により修正された特許の内容によって遡及的に決定される。ただし、かかる特許において保護範囲が拡大された場合はこの限りでない。

第 13 条 直接的な実施の禁止

何人も、特許所有者の同意を得ることなしに次に掲げる行為を行ってはならない。

(a) 特許の主題である物品を製造し、提供し、市場に出し若しくは使用する行為、このような目的のために特許の主題である物品を輸入若しくは貯蔵する行為、又は特許の主題である物品をその他の態様で処分する行為

(b) 特許の主題である方法を使用する行為、又はそのような方法を他人に使用させる行為

(c) 特許の主題である方法によって直接に生産された物品を提供し、市場に出し、使用し、又はこのような目的のために輸入若しくは貯蔵する行為。同一の物品は、それらが特許の主題である方法によって生産された可能性が高い場合は、別段の証明がされない限り、特許所有者の合理的な努力にも拘らず実際にその方法が使用されたと確定することができない場合であっても、当該方法の使用によって製造されたとみなされるものとする。当該方法が使用されたものでないことの証明を求める場合は、企業秘密保護に基づき認められる権利が不当

に害されることのないよう留意されなければならない。

第 13a 条 間接的な実施の禁止

(1) 何人も、特許所有者の同意を得ない限り、特許発明の本質的要素に関係し、かつ、この意味で当該発明の実施に寄与する何らかの手段を当該発明の実施権者以外の者に提供し又は提供を申し出することは、かかる手段が当該発明の実施に適したものであり、かつ、その実施に資することが意図されていることが状況から明らかである場合は、許されないものとする。

(2) (1)の規定は、かかる手段が市場に一般的に存在する物品である場合は適用されない。ただし、第三者が第 13 条によって禁じられている行為を行うよう当該物品の購入者に教唆する場合はこの限りでない。

(3) 第 18 条(c)から(e)までに挙げられている行為を行う者は、(1)に言及する発明の実施権者に該当しないものとする。

第 13b 条 権利の消尽

特許所有者は、その保護されている発明の主題である物品であっても、それらが特許所有者自ら又は特許所有者の同意の下にチェコ共和国の市場に出された後は、第三者が当該物品を使用若しくは取引することを禁じる権利を有さない。ただし、かかる行為にも特許権を拡張する理由が存在する場合はこの限りでない。

第 14 条

(1) 特許により保護された発明を実施する権利の許諾(ライセンス)は、書面による契約(以下「ライセンス契約」という。)によってこれを行う。

(2) ライセンス契約は、特許登録簿への登録の時から第三者に対して効力を有する(第 69 条)。

第 15 条

特許の譲渡は、書面契約によってされるものとし、それが特許登録簿に登録された時から第三者に対して効力を有する。

第 16 条 特許の共有

(1) 1 特許に由来する権利が複数の者(以下「共有者」という。)に属する場合は、共有者間の関係は、共有権の持分に関する法律の一般規則に準拠する。

(2) 共有者間に別段の合意がない場合は、各人がそれぞれ発明を実施する権利を有する。

(3) 別段の合意がない場合は、ライセンス契約の締結が有効であるためには、すべての共有者の同意を必要とする。ただし、各共有者は、特許にかかる権利の侵害に対して独立して措置を取ることができる。

(4) 特許の譲渡は、共有者全員の同意を必要とする。他の共有者の同意が得られない場合は、各共有者は、他の共有者に対してのみ自己の持分を譲渡することができるが、持分譲渡の書面による申出を受けてから 1 月以内に他の何れの共有者も申出を受諾しない場合に限り、第三者への持分譲渡を行うことができる。

第 17 条 特許の効力の制限

(1) 特許は、優先権の開始前に、発明者若しくは特許所有者とは独立に既に発明を実施した者又はその準備を行った者でこれを証明することができる者(以下「先使用者」という。)に対しては効力を有さない(第 27 条)。

(2) 当事者間で合意に達さない場合は、先使用者は、裁判所に対して、自己の権利を特許所有者に認めさせることを請求することができる。

第 18 条

特許により保護されている発明についての次に掲げる実施は、特許所有者の権利を侵害するものではない。

(a) チェコ共和国が加盟している産業財産の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という。)の他の加盟国の船舶の船体、機械、船具、装備若しくは付属品についての実施で、当該船舶がチェコ共和国の領域内に一時的又は偶発的に入ったときのもの。ただし、発明の実施が専ら当該船舶の必要によるものである場合に限る。

(b) 他の加盟国の航空機又は陸上車両の構造についての又はそれらの運行のための実施で、当該航空機又は陸上車両がチェコ共和国の領域内に一時的又は偶発的に入ったときのもの

(c) 処方箋に基づいて薬局でなされる個々の薬剤の処方における実施。そのように処方された薬剤に関する行為を含む。

(d) 非商業的な目的のためになされる行為における実施

(e) 発明の主題に関する行為の内、実験目的でなされるものでの実施

第 19 条 ライセンスの申出

(1) 特許出願人又は特許所有者が庁に対して、発明を実施する権利を何人に対しても提供する用意があること(ライセンスの申出)を宣言する場合は、当該ライセンスの申出を受諾しその事実を書面で特許出願人又は特許所有者に通知する者は、当該発明を実施することができる。庁は、かかるライセンスの申出を特許登録簿に登録する。

(2) ライセンスの申出の宣言は取り消すことができない。

(3) ある者が発明を実施する権利を得た場合、特許所有者は当該ライセンスの対価を請求することができる。

(4) 特許所有者が(1)に基づきライセンスの申出を行った特許を維持するための手数料は、関連法に規定された額の 2 分の 1 とする。

第 20 条 強制ライセンス

(1) 特許所有者が発明をまったく実施していないか又は十分に実施していない場合において合理的な条件でのライセンス契約の正当な申出を承諾しない場合、庁は、正当と認められる請求により、当該発明を実施するための非排他的な権利を付与することができる(強制ライセンス)。ただし、強制ライセンスは、当該発明の特許出願日から 4 年の期間満了時又は特許付与日から 3 年の期間満了時の何れか遅い方の時より前には与えることができない。

(2) 強制ライセンスはまた、公共の利益が危機に瀕する場合にも与えることができる。

(3) 庁は、状況を考慮し、強制ライセンスの付与に関する決定において強制ライセンスの条件、範囲及び存続期間を定める。強制ライセンスは、主に国内市場への供給のために与えら

れる。

(4) 強制ライセンスは、強制ライセンスに基づき発明を実施している事業者(以下「強制実施権者」という。)が自己の事業の全部又は一部と共に移転する場合にのみ譲渡することができる。

(5) 強制実施権者は、強制ライセンスの存続期間中、庁に通知を行うことによって当該発明を実施する権利を放棄することができる。この場合、強制ライセンスの効力は当該通知が庁に届いた日に消滅する。

(6) 特許所有者が、強制ライセンスの付与の条件が変更され今後繰り返される虞がないこと、又は強制実施権者が強制ライセンスを1年間実施していないか若しくは強制ライセンスの決定の中で設定された条件を遵守していないことを証明して請求した場合、庁は、強制ライセンスを取り消すか又は強制ライセンスの条件、範囲若しくは存続期間を変更する。

(7) 強制ライセンスが与えられた場合、特許所有者は、ライセンスについての対価を請求することができる。ライセンスの対価について関係当事者間で合意が成立しない場合、裁判所は、請求に基づき、発明の重要性及び関係技術分野におけるライセンスの対価の状況を考慮して対価の金額を決定する。

(8) 強制ライセンスは、特許登録簿(第69条)に登録する。

第21条 特許の期間

(1) 特許の期間は、発明についての特許出願日から20年とする。

(2) 特許の効力を維持するために、特許所有者は特別の規則に基づき年金を納付しなければならない。

(3) 特許の効力を維持するための年金の納付期限が満了した後に善意で当該発明の主題の実施を開始したか又はそのような実施についての真摯かつ有効な準備を行った第三者の権利は、期限満了後における年金の納付によって損なわれることはない。

第22条 特許の消滅

特許は、次の事由により消滅する。

(a) 有効期間の満了

(b) 所定の手数料を特許所有者が期限内に納付しないこと

(c) 特許所有者による放棄。この場合、特許は、特許所有者の書面による放棄の宣言を庁が受領した日に終了する。

第23条 特許の取消

(1) 庁は、次の何れかの事由が特許付与の後に明らかになった場合、特許を取り消すものとする。

(a) 発明が特許付与の条件を満たしていなかったこと

(b) 発明が、特許において、当該技術分野の熟練者に実施可能な程度に明確かつ完全に開示されていないこと

(c) 特許の主題が出願時の発明の内容を超えて拡大されている、若しくは分割出願に基づいて付与された特許の主題が出願時の発明の内容を超えて拡大されていること、又は特許による保護の範囲が拡大されたこと

(d) 権限ある者の請求に基づく取消(第 29 条)

(2) 取消の理由が特許の一部のみに関する場合は、特許は部分的に取り消される。特許の部分的取消は、クレーム、明細書又は図面の修正によってなされるものとする。

(3) 特許の取消の効力は、特許が効力を生じた日に遡及する。

(4) 特許の取消の請求は、請求人が法的な利益を証明することができる場合は、特許の消滅後でも行うことができる。

第 11 章 特許付与手続

第 24 条 特許出願

- (1) 特許付与手続は、庁に対する出願をもって開始する。
- (2) 庁は、チェコの自然人及び法人並びにチェコ共和国の領域に住所又は事業所を有するその他の自然人及び法人が国際出願を行うことができる機関である。
- (3) 庁は、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで結ばれた欧州特許の付与に関する条約(以下「欧州特許条約」という。)に基づく欧州特許出願を行うことができる機関である。ただし、これは、分割欧州特許出願の場合は適用しない。
- (4) 欧州特許出願又は国際出願が特別の規則に基づく守秘事項を含んでいる場合は、出願人は、かかる出願に際し国家保安庁(the National Security Office)の承認書を添付しなければならない。
- (5) (1)又は(2)に基づき出願する者は、関連法の規定に従い手数料を納付するものとし、また、(2)に基づき国際出願を行う者は更に、特許出願に関する国際手続について、関連国際条約に定める手数料を納付するものとする。庁は、上記の手数料の一覧を公報で公告する。

第 25 条

- (1) 発明者の名称を願書に記載する。
- (2) 庁は、発明者の請求があった場合は、出願の公開及び特許付与の公告において発明者の名称を記載しないものとする。

第 26 条

- (1) 出願は、1 発明のみに係るか又は単一の包括的発明概念を構成する態様で関連している複数の発明に係るものでなければならない。後者の場合における発明の単一性の要件は、それら諸発明の間に、1 又は複数の同一若しくは対応する特別の技術的特徴に係る技術的關係が存在する場合にのみ肯定される。ここで「特別の技術的特徴」とは、技術的寄与を定義するもので、全体として考えた場合のクレームされた発明の各々が先行技術を構成する特徴を意味する。
- (2) 発明は、特許出願において、当該技術分野の熟練者が実施可能な程度に十分明確かつ完全に開示されなければならない。発明が生産のための工業的微生物に関する場合は、当該微生物は、出願人の優先権の開始日から公の寄託機関に寄託されなければならない。
- (3) 疑義がある場合、庁は、出願人に対して、出願の主題を提出するか又は他の適切な方法により発明の利用可能性についての証拠を示すよう求めることができる。出願人がそのような証拠を提出することができない場合は、出願の主題は利用可能性がないものとみなす。

第 27 条

- (1) 出願人の優先権は、出願をもって開始する。
- (2) パリ条約に基づく優先権は、庁によって要求される場合、その主張が当初から願書に記載されなければならない。出願人は、所定の期間内に自己の優先権についての証拠を提出しなければならない。かかる証拠が提出されない場合は、優先権は認められないものとする。
- (3) (2)に規定する優先権は、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国において又はそのような国に関して特許出願がなされた場合に主張することができる。発明に関する

最初の特許出願がなされた国がパリ条約の締約国でも世界貿易機関の加盟国でもない場合は、優先権は相互主義に基づいてのみ承認することができる。

第 28 条

(1) 特許を受ける権利に関する法的手続が権限ある機関に提起されている場合は、庁は、当該出願に関する手続を停止するものとする。

(2) 本法が定める期限は、第 31 条(1)に定める期限を除き、手続が停止されている間進行を停止されるものとする。

(3) 法的手続において特許を受ける権利に係る決定が確定した日から 3 月以内に適法な出願人が特許手続継続を請求する場合は、優先権は維持される。同様に、特許手続停止前に特許付与のためになされた行為は、継続した手続に関して有効であるものとみなす。

第 29 条

(1) 庁は、特許出願又は特許を裁判所の決定に基づいて発明者である者に移転する。

(2) 特許を受ける権利に関する法的手続を審理する権限を有する機関が、当該権利が別の者に属すると決定した場合は、庁は、出願人又は特許所有者の名称を当該別の者の名称に書き替えるものとする。

第 30 条 特許出願の予備審査

(1) すべての特許出願は、次に掲げる事項を確認するために庁が行う予備審査を受けるものとする。

(a) 第 3 条(1)又は第 26 条(2)に明らかに反する要素が出願に含まれていないか否か

(b) 第 3 条(2)又は第 4 条の規定に挙げる要素が出願に含まれていないか否か

(c) 出願に公開の障害となる瑕疵が含まれていないか否か

(d) 出願人が所定の手数料を納付しているか否か

(2) 庁は、特許出願が第 3 条(1)若しくは第 26 条(2)の規定に反する要素又は第 3 条(2)若しくは第 4 条の規定に挙げる要素を含む場合は、当該出願について拒絶の決定を行う。出願人は、拒絶に先立ち、当該決定の基礎となる文書について所見を述べる機会を与えられるものとする。

(3) 出願書類に公開の障害となる要素が含まれる場合又は出願人が所定の手数料を納付していない場合は、庁は、出願人に対して、庁が定める期限内に所見を提出しまた瑕疵を補正するよう求める。

(4) 出願人が定められた期限内に公開の障害となる出願書類の瑕疵を補正せず又は所定の手数料を納付しない場合、庁は手続を終了する。かかる結果については、あらかじめ出願人に告げられるものとする。

第 31 条

(1) 庁は、優先権の開始日から 18 月の期間の満了時に特許出願を公開するものとし、公報で公開の通知を行う。

(2) 優先権の開始日から 12 月以内に出願人が関連規則に定める手数料を納付して請求した場合、庁は、(1)に規定する期限の満了前に特許出願を公開することができる。特許出願された

発明について既に特許が付与されている場合、庁は、(1)に述べる期間の満了前に特許出願を公告する。ただし、特許所有者が同意しない場合は、庁は、優先権の開始日から12月の満了前に出願を公開してはならない。

(3) 庁は、出願の中でクレームされた発明に係る技術水準についての報告書(調査報告書)を特許出願と共に公開することができる。

第32条

(1) 特許出願の公開の後、当該発明の特許性について何人も所見を提出することができる。庁は、出願の完全審査を行う際にかかる所見を考慮するものとする。

(2) (1)に基づき所見を提出する者は、出願に係る手続の当事者にはならない。ただし、出願人には提出されたすべての所見が通知されるものとする。

第33条 特許出願の完全審査

(1) 庁は、発明が本法に定める特許付与条件を満たすか否かを確認するため、特許出願の完全審査を行う。

(2) 特許出願の完全審査は、出願人又は他の者の請求により庁が行うものとするが、職権により行うこともできる。

(3) 完全審査の請求は、特許出願の日から36月以内に行うものとし、取り下げることができない。請求人は、完全審査の請求を行うに際し、関連法の規定に基づく手数料を納付しなければならない。

(4) 庁は、請求があった後直ちに完全審査を行うものとする。

(5) (3)に定める期間内に特許出願の完全審査を求める適正な請求がなされず、また、庁が職権による審査も行わない場合、庁は、当該出願に係る手続を終了する。

第34条

(1) 特許付与の条件が満たされていない場合、庁は、特許出願を拒絶する。出願人は、拒絶の決定がなされる前に、拒絶決定の基礎となる文書について所見を提出する機会を与えられるものとする。

(2) 出願人が所定の期限内に特許付与の障害となる瑕疵を補正しない場合は、庁は、当該出願に係る手続を終了する。期限が定められた場合、かかる期限の不遵守の結果については、あらかじめ出願人に告げられるものとする。

(3) 特許出願の主題が所定の条件を満たし、かつ出願人が関連法の規定に定める手数料を納付した場合、庁は、出願人に特許を付与するものとし、これにより出願人は特許所有者となる。庁は、特許所有者に発明者の名称を記載した特許証を発行する。発明の明細書とクレームは、特許証と不可分の一体をなす。特許付与の通知は公報で公告する。

第35条

同一の主題について複数の特許出願がなされた場合でも、付与される特許は1に限られる。

第 III 章 欧州特許出願と欧州特許

第 35a 条

(1) チェコ共和国に対して効力を有する欧州特許出願(以下「欧州特許出願」という。)で出願日を付与されたものは、チェコ共和国において、第 24 条に基づきなされた同日付の特許出願と同じ効力を有するものとする。ある欧州特許出願についてその出願日に先行する日から優先権が認められる場合、出願による効力はかかる先行日から認められる。

(2) 欧州特許出願が取り下げられた場合又は取り下げられたとみなされる場合、当該出願については、第 64 条(2)に基づいて特許出願の手続が終了した場合と同じ効力が生じるものとする。また、欧州特許出願について拒絶の決定がなされた場合、それは第 34 条(1)に基づく特許出願の拒絶と同じ効力を有するものとする。

(3) チェコ共和国に対して効力を有する欧州特許出願の出願人又は欧州特許(以下「欧州特許」という。)の所有者に対する欧州特許庁による権利の再設定はチェコ共和国においても効力を有する。

(4) 欧州特許出願が欧州特許庁によって公開された場合において、出願人が特許クレームのチェコ語への翻訳文を提出しかつ特別規則に基づき当該翻訳文を公開するための手数料を納付したとき、庁は、当該翻訳文を公衆に公開すると共にその事実を公報で公告する。この場合、欧州特許庁によって与えられる特許がチェコ共和国における効力を生じた(第 35c 条)とき、出願人は、第 11 条(3)の規定に基づく適正な対価を請求する権利を有する。

(5) 欧州特許出願が欧州特許庁で手続される言語での欧州特許の文言で決定される欧州特許出願の内容は、欧州特許出願によって与えられる保護の範囲を解釈する上で重要である。欧州特許により与えられる保護の範囲が公開された欧州特許出願に基づく保護の範囲より広い場合は、保護は、公開された欧州特許出願と欧州特許の両者による保護が重なる範囲においてのみ与えられるものとする。(4)に規定する特許クレームの翻訳文が手続の言語でのクレームの文言と異なる場合は、欧州特許出願により与えられる保護は、チェコ語への翻訳文から明白な範囲に限定されるものとする。

(6) 出願人が特許クレームのチェコ語への翻訳文の修正を庁に提出した場合、修正翻訳文は、原翻訳文の公報での公開の日に遡り原翻訳文に代わって効力を有するものとする。出願人は特別の規則に従って修正翻訳文の公開手数料を納付しなければならない。出願人が提出した原翻訳文によればその範囲に含まれていなかった欧州特許出願の主題を善意で実施したか又はその実施のための真摯かつ有効な準備を行った第三者の権利は、新しい翻訳文の提出によって影響を受けない。

第 35b 条 欧州特許出願の国内出願への転換

(1) 庁は、欧州特許条約第 136 条(2)に従って提出された欧州特許出願の出願人から請求を受けた場合、当該出願について国内出願に関する手続を開始するものとする。

(2) 庁は、(1)に規定する請求を受けた場合、出願人に対して 3 月以内に欧州特許出願のチェコ語への翻訳文を 3 通提出し、かつ、所定の手数を納付するよう求めるものとする。

(3) 優先日から 20 月以内に欧州特許出願の国内出願への転換を庁に請求した出願人が(2)に定める要件を満たす場合、庁は、当該国内出願に対して関係の欧州特許出願に伴う優先権を付与する。

(4) 庁は、(1)に述べる欧州特許出願の出願人からの請求があった場合、特別の規則に従い欧

州特許出願を实用新型の国内出願として手続を進めるものとする。(2)及び(3)の規定はこの場合に準用する。

第 35c 条 欧州特許の効力

(1) 欧州特許庁によって付与された特許は、第 34 条(3)により付与された特許と同じ効力を有するものとする。

(2) 欧州特許は、欧州特許の付与が欧州特許公報によって公告された時からチェコ共和国において効力を有する。当該特許所有者は、この日から 3 月以内に特許明細書のチェコ語への翻訳文を庁に提出し、かつ特別の法規に従い公告手数料を納付しなければならない。また、かかる期間内に、特許所有者は当該特許に係る庁の通知が送られるべきチェコ共和国内の住所を庁に通知しなければならない。庁は、欧州特許の付与を公報で公告し、かつ欧州特許明細書の翻訳文を公告する。

(3) 欧州特許明細書のチェコ語への翻訳文が(2)に定める期間内に提出されない場合、欧州特許の所有者は、それを 3 月の追加期間内に提出することができる。ただし、欧州特許の所有者は、特別の規則に従ってかかる追加提出の手数料を納付しなければならない。

(4) 欧州特許明細書のチェコ語への翻訳文が(3)に規定する追加期間内にも提出されない場合、当該欧州特許は、チェコ共和国においては当初から効力を有さないものとする。

(5) 欧州特許公報での欧州特許付与の公告の後、庁は、当該欧州特許を欧州特許登録簿に登録された詳細事項と共にチェコ共和国欧州特許登録簿に登録する。

第 35d 条 欧州特許による保護の範囲

(1) 欧州特許庁への手続の言語による欧州特許の正文が欧州特許により与えられる保護の範囲の決定において重要である。ただし、第 35c 条(2)に従い庁に提出された特許明細書の翻訳文によって与えられる保護の範囲が欧州特許庁への手続の言語による保護の範囲よりも狭い場合は、第三者は、翻訳文による保護の範囲を主張することができる。

(2) 欧州特許の所有者は、欧州特許明細書のチェコ語への翻訳文の修正を庁に提出することができる。修正翻訳文は、庁によって修正翻訳文が公告された時から原翻訳文に代わって効力を有する。かかる欧州特許の所有者は、特別の規則に従って公告手数料を納付しなければならない。

(3) 庁による修正翻訳文の公告より前に、有効であった原翻訳文によると当該欧州特許の効力が及ばなかった主題をチェコ共和国の領域内において善意で使用していたか又は使用の真摯かつ有効な準備を行っていた第三者の権利は、修正翻訳文の公告によって影響されない。

第 35e 条 同時的保護の禁止

(1) 国内特許が付与されている発明に対して同一の優先権を備える欧州特許が当該特許所有者若しくはその権原承継人に付与された場合、当該国内特許は、その欧州特許に対する異議申立期間が異議申立がなされることなく満了した日、又は異議申立の審理手続においてなされた当該欧州特許を維持する決定が効力を生じた日から、当該欧州特許と重なる範囲において効力を失うものとする。

(2) 国内特許は、上記の如き欧州特許についての異議申立期間が異議申立がなされることなく満了した後、又はその異議申立の審理手続においてなされた当該欧州特許を維持する決定

が効力を生じた後に付与された場合，当該欧州特許と重なる範囲において第 11 条(2)に基づく効力を有さないものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は，第 35f 条(5)に基づく欧州特許の取消によって影響されないものとする。

第 35f 条 欧州特許の取消

(1) 欧州特許庁が欧州特許を取り消し又は修正された形で維持する場合，その決定は，チェコ共和国において効力を有する。

(2) 庁は，(1)の規定に基づき，欧州特許の取消又はその修正された形での維持を公報において公告する。

(3) 欧州特許が異議申立に対する審理手続において欧州特許庁によって内容を修正の上維持された場合，その欧州特許の所有者は，当該修正の欧州特許公報での公告から 3 月以内に，修正された特許明細書のチェコ語への翻訳文を庁に提出すると共に公告手数料を納付しなければならない。公報において，庁は，当該欧州特許が修正された形で維持された旨を公告しかつ修正された特許明細書の翻訳文を公告する。

(4) 修正された欧州特許明細書のチェコ語への翻訳文が(3)に規定する期限内に提出されない場合，当該欧州特許は，チェコ共和国では当初から効力を有さないものとみなす。

(5) 欧州特許条約に規定される異議申立期間が異議の申立がなされることなく満了した場合又は欧州特許が異議申立に対する審理手続で取り消されなかった場合，庁は，第 23 条に基づき当該欧州特許を取り消すことができる。同一事項についての異議申立が欧州特許庁に係属している場合，庁は，当該欧州特許に関する取消手続を停止するものとする。かかる欧州特許が欧州特許庁における異議申立手続において取り消されなかった場合，庁は，申立に基づいて取消手続を開始する。

(6) 取消手続においては，手続言語における欧州特許の正文が真正のものとされる。

第 35g 条 欧州特許維持手数料

(1) 特許所有者は，チェコ共和国における欧州特許の効力の維持のための年金(以下「維持手数料」という。)を納付する義務を負う。庁は，命令によって維持手数料の金額を定める。

(2) 維持手数料の納付義務は，欧州特許公報において欧州特許付与が公告されることによって発生する。維持手数料は，毎年の出願日と同じ日に前払で庁に納付されるものとする。欧州特許付与の公告と出願日と同じ日までの間隔が 2 月に満たない場合，欧州特許の所有者は公告から 2 月以内に最初の維持手数料を納付するものとする。維持手数料が所定の期限内に納付されない場合，それは追加期間としての 6 月以内に 2 倍の金額で有効に納付することができる。

(3) 維持手数料が支払われることなくその納付期間が満了した後に善意で当該発明の主題の使用を開始するか又はそのような使用の真摯かつ有効な準備を行った第三者の権利は，上記追加期間における維持手数料の納付によって影響されないものとする。

第 IV 章 医薬及び植物保護製品に関する補足的保護証明書の交付

第 35h 条

(1) チェコ共和国において有効な特許によって保護されている物質が、市場に出される前に特別の規則に基づく登録を義務付けられた製品の活性物質である場合、庁は、そのような物質について補足的保護証明書(以下「証明書」という。)を付与する。

(2) 活性物質とは、化学的に製造された物質若しくは物質の複合物、微生物又は微生物の複合物で、人又は動物の病気に関して一般的若しくは特殊な治療上若しくは予防上の効果を有する、又は病気診断若しくは健康状態の増進や改善のために人若しくは動物に投与することができる、又は植物若しくは植物製品の保護に向けられているものを意味する。

(3) (1)にいう製品は、医薬若しくは植物保護製品として市場に出す形に仕上げられた活性物質又は 1 若しくは複数の活性物質を含む複合物を意味する。

第 35i 条 証明書交付の申請

(1) 証明書交付の申請書は、第 82 条に従い付与された特許を除いて、主題が物質、物質を得るための方法、又は医薬若しくは植物保護物質としての物質の使用法である特許(以下「基本特許」という。)の所有者、又はその権原承継人によって提出されるものとする。

(2) 証明書交付の申請書は、関係する製品の登録の決定が特別の規則に基づき発せられた日から 6 月以内に提出されなければならない。登録が基本特許の付与より前になされる場合、証明書の申請は基本特許の付与日から 6 月以内になされるものとする。

(3) 証明書交付の申請書には次に掲げる事項を含むものとする。

(a) 特に次の諸事項を述べた証明書交付の申請

1. 申請人の名称及び住所
2. 代理人(あれば)の名称及び住所
3. 基本特許の番号及び発明の名称
4. 特別の規則による当該製品の最初の登録の番号と日付

(b) 特別の規則に基づき発せられ対象製品が特定されている(医薬である場合は製品データの概要を含む。)製品登録決定書の写し

(c) 登録製品に関しての、基本特許によって保護される物質の特定を可能とする化学的、一般的又はその他の用語による記述

(4) 証明書交付の申請書を提出する場合、申請人は、特別の規則に定める手数料を納付しなければならない。

(5) 庁は、証明書交付申請書の提出を特許登録簿に記録し、かつ、公報によって公告する。公告においては、申請人の名称、住所、基本特許番号、基本特許によって保護されている発明の名称、登録の番号と日付を記載すると共に、市場への提供が登録によって許された製品を明記するものとする。

第 35j 条 証明書取得の条件

庁は、次に掲げる各要件が第 35i 条に基づく申請書提出の日に充足されている場合、証明書を付与する。

(a) 基本特許がチェコ共和国において有効であること

(b) 当該製品が基本特許によって保護されている活性物質を含み、かつ、特別の規則に従い

医薬若しくは植物保護製品として有効に登録されていること

(c) 証明書が未だ当該物質について付与されていないこと

(d) (b)に述べた登録が一括生産される医薬をチェコ共和国において提供するための最初の許可であるか又は植物保護製品をチェコ共和国の市場に出すための最初の許可であること

第 35k 条 証明書の交付

(1) 証明書交付の申請書が第 35i 条に定める要件を満たしており、かつ、証明書の申請がなされた物質が第 35j 条に定める要件を満たしている場合、庁は、証明書を交付しその旨を特許登録簿に登録する。証明書には次に掲げる事項が記載される。

(a) 証明書所有者の名称及び住所

(b) 基本特許の番号及び発明の名称

(c) 最初の登録の番号と日付、登録決定を行った当局、及び当該登録によって市場への提供が許された製品

(d) 証明書の有効期間

(2) 庁は、証明書の交付を公報で公告する。この公告には(1)にいう詳細事項を記載するものとする。

(3) 証明書交付の申請が第 35j 条に定める条件を満たしていない場合、庁は、申請人に対して所定期間内に申請書の補正を行うよう求めるものとする。申請人が所定期間内に申請書の不備を修正しない場合、庁は、手続を終了し申請人にその旨を通知する。

(4) 証明書交付の条件が満たされていない場合は、証明書交付の申請は拒絶される。

(5) 庁は、証明書交付申請の拒絶及び証明書交付手続の終了を公報で公告する。かかる公告には第 35i 条(5)で特定される詳細事項を含むものとする。

第 35l 条 証明書の対象と効力

(1) 基本特許によって与えられている保護の範囲内で、証明書によって付与される保護は、化学物質若しくは化学物質の複合物、微生物又は微生物の複合物で登録製品の活性物質である物、及び基本特許の主題の医薬若しくは植物保護製品としての使用で証明書の有効期間の満了前に許されるあらゆるものに及ぶ。

(2) 証明書は、基本特許によって与えられているのと同じ権利を付与する。また、証明書は、基本特許におけるのと同じ制限及び義務の対象となる。

第 35m 条 証明書の有効期間

(1) 証明書は、基本特許の出願日と関係製品を医薬若しくは植物保護製品としてチェコ共和国の市場に出すことを許す最初の登録日の間に経過した期間から 5 年を差し引いた期間に相当する期間、ただし、証明書が発効する日から最大 5 年間、効力を有する。

(2) 証明書は、基本特許の有効期間の満了時から効力を生じる。

(3) 証明書の効力を維持するために、所有者は、特別の規則に従って年金を納付する義務を負う。

(4) 維持手数料が納付されることなくその納付期間が満了した後に善意で当該発明の対象の使用を開始するか又はそのような使用の真摯かつ有効な準備を行った第三者の権利は、追加の支払期限内に維持手数料が納付された場合にも影響されないものとする。

第 35n 条 証明書の失効

- (1) 証明書は、次の何れかの事由が生じた場合にその効力を失う。
- (a) 第 35m 条(1)に定める有効期間の満了
 - (b) 証明書所有者による放棄
 - (c) 所有者が証明書の効力を維持するために納付すべき手数料を納付しないこと
 - (d) 製品の登録の取消若しくは期間満了により製品がもはや市場に出されないこと
 - (e) 第 35o 条による証明書の取消
- (2) 庁は、特許登録簿に証明書の失効を記録しそれを公報で公告する。

第 35o 条 証明書の取消

- (1) 庁は、次の何れかの場合、証明書を取り消す。
- (a) 第 35j 条に定める交付の条件が満たされていない場合
 - (b) 基本特許がその期間満了前に失効した場合
 - (c) 基本特許が取り消され又は制限され、その結果、証明書の交付対象となった物質がもはや基本特許で保護されなくなった場合。これは、基本特許が効力満了後に取り消された場合も同様である。
- (2) (1)に基づく証明書取消の請求は、請求人が自己の合法的な利益を証明する場合は、基本特許の効力満了後にも行うことができる。

第 2 部 工業意匠 [削除]

第 3 部 庁への手続に関する共通規定

第 63 条 管理手続

- (1) 管理手続に関する一般法の規則を庁への手続に適用する。ただし、本法に定める例外を除き、かつ手続の停止、名誉の宣言、決定の期限及び不作為の場合の措置に関する規定を除外するものとする。庁への手続はチェコ語で行う。
- (2) 庁は、本法に定める手続に関連して行われる行為について手数料を徴収する。第 23 条、第 35f 条、第 35o 条、並びに第 68 条(1)及び(2)に基づく手続を請求する者は、手続経費の保証金を供託しなければならない。保証金は、手続により請求が立証された場合は、請求を行った者に払い戻される。保証金は総額で 2,500 CZK までとする。

第 64 条 手続の終了

- (1) 1 手続当事者が定められた期間内に庁の求めに応じない場合は、庁は、手続を終了することができる。
- (2) 庁は、その 1 当事者が請求した場合にも手続を終了することができる。手続終了の請求は、取り下げることができない。

第 65 条 期限の不遵守の許容

- (1) 庁は、不遵守の理由がなくなった日から 2 月以内に手続当事者が請求する場合は、正当な理由に基づく期限の不遵守を許容することができる。ただし、怠った行為がその期間内に

履行されていること及び関連法の規定に基づく手数料が納付されていることを条件とする。

(2) 期限の不遵守は、行為を履行すべきであった期間の満了から1年の期間の満了後は許容することができない。また、優先権の主張と証明の期限、特許出願の完全審査請求の期限、及び第28条(3)に基づく手続の継続請求の期限の不遵守も同様に許容することができない。

(3) 遵守すべきであった期限が満了した日から不遵守が許容された日までの間に第三者が取得した権利は影響を受けない。

第66条 ファイルの閲覧

庁は、第三者がファイルを閲覧するのを認めることができる。ただし、第三者が当該閲覧の法律上の利益を証明することを条件とする。特許出願の公開の前は、発明者の名称、特許出願人、優先権に関連する詳細事項、特許出願の名称及びその参照記号のみを第三者に知らせることができる。

第67条 確認決定の手続

庁は、法律上の利益を証明した者の請求に基づき、製造方法、製品、それらの実施若しくは商品化が特許に由来する保護の効力を受けるか否かを決定する。

第68条 審判手続

(1) 庁が下した決定は、第65条に基づく期限の不遵守の許容に関する決定を例外として、その送達から1月以内に審判請求することができる。

(2) 審判に関する決定は、庁の長官が設けた専門家委員会による提案に基づき、庁の長官が行う。

第69条 特許登録簿及び庁の公報

(1) 庁は特許登録簿を維持し、そこに、発明の出願、それらについての手続及び付与された特許に関する重要な詳細事項を記載する。

(2) 庁は、チェコ共和国で有効な欧州特許についての登録簿を維持する。(1)の規定は、欧州特許登録簿の記載事項に適用されるものとする。

(3) 庁は公報を発行し、そこには、特に、発明の公開出願、付与特許に関するすべての事項、その他発明に関する諸事項、及び庁の通知及び主要決定を掲載する。

第70条 代理

チェコ共和国の領域内に住所も本拠も有していない者は、庁への手続において、特別の規則に従い代理人によって代理されなければならない。これは、第III章に関する翻訳文の提出にも適用されるものとする。

第71条

公開に関する規定を除き、本法の規定は、特別の規則又はチェコ共和国が拘束力を受ける国際協定により守秘されるべき発明についての手続にも適用されるものとする。

第4部 合理化提案

第72条

(1) 合理化提案とは、製造技術又は操作技術の改善案、及び職場における安全と健康保護の問題又は環境保護の問題の解決案をいう。合理化提案の創案者は、自己の提案を処分する権利を有する。

(2) 特許に由来する権利が障害となる場合は、合理化提案には権利は生じない。

第73条

(1) 合理化提案の創案者は、自己の合理化提案が使用者の事業又は活動の範囲内にある場合は、当該合理化提案を使用者に申し出るものとする。

(2) 合理化提案の創案者は、使用者が合理化提案の申出の受諾とその報酬に係る契約を申出の受領から2月以内に締結しない場合(第74条)は、自己の合理化提案を制限なしに処分することができる。

第74条

合理化提案を実施する権利は、使用者と合理化提案創案者との間で合理化提案の申出の受諾及び報酬に係る契約が締結された時に開始する。

第5部 共通、経過及び最終規定

共通規定

第75条 権利侵害

(1) 本法に基づいて保護される権利の侵害により不利益を被る者は、特に、権利の侵害の禁止及び侵害の不法な結果の排除を請求することができる。侵害により損害を被った場合は、被害者は損害賠償を請求する権利を有する。損害賠償額は、侵害により被害者の財産に生じた損失(現実の損害)及び侵害がなければ被害者が取得していたであろう利益(逸失利益)から成る。侵害により非物質的損害が生じた場合は、被害者は、適正な賠償を受ける権利があり、その賠償は、状況に応じ、金銭補償をもってする。

(2) 被害者は、生産され若しくは市場に出されることによって本法で保護される権利を侵害し若しくは侵害する虞のある製品を破壊するよう、又は本法で保護される権利を侵害し若しくは侵害する虞のある行為に専ら又は主に使用され若しくは使用を意図された材料及び道具を破壊するよう侵害者若しくは侵害する虞のある者に命じる決定を裁判所に対して請求することができる。裁判所は、当該請求が向けられている問題の製品がその者の財産でない場合又は保護された権利の侵害若しくは侵害の虞がその他の方法で除去することができかつ破壊はそのような侵害若しくは侵害の虞の程度に照らして過度な対応である場合は、破壊を命じてはならない。

(3) 発明と合理化提案の間の法律的な関係についての紛争は、本法において庁に管轄権が与えられている場合を除いて、紛争の特質に応じて裁判所又は経済仲裁委員会によって審理され決定されるものとする。

第 75a 条 情報を得る権利

本法で保護された権利の所有者は、かかる権利を侵害し若しくは侵害する虞のある一切の者に対して、当該製品の出所を知らせよう求める権利を有する。かかる情報には製品の市場ルートに関する情報も含むものとする。ただし、裁判所は、侵害若しくはその虞の程度に照らして過度な情報提供を命じてはならない。

第 75b 条

(1) 発明に対する権利の侵害に関する訴訟において予備的措置が請求される場合、裁判所は、被告の利益を守りかつ特許所有者に与えられた保護の濫用を防ぐために十分な担保を提供するよう原告に命じることができる。

(2) 予備的措置を命じることができる裁判所は、

(a) 請求日から 7 日以内に(1)に定める担保の提供を原告に命じ、原告がかかる担保を提供したことを認定した日から 7 日以内に請求に基づいて予備的措置を決定するか、又は

(b) 請求日から遅くとも 7 日以内に予備的措置の請求に対するその他の決定を行うものとする。

第 76 条 外国との関係

(1) パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国の領域内に住所若しくは本拠を有する者は、チェコ共和国の国民と等しい権利を享受する。

(2) チェコ共和国が拘束される国際条約の規定は、本法によって影響されない。

第 77 条 経過規定

発見に関する出願に係る手続で本法の施行時に完結していないものは、旧法に基づいて完結するものとする。

第 78 条

(1) 特許出願で本法の施行前に決定が行われなかったものは、本法の規定に基づいて処理し、庁はそれにより職権で完全審査を行う。

(2) 法令集法律第 84/1972 号第 28 条(a)の規定が適用される発明の場合、特許を受ける権利は、使用者が本法の施行時から 3 月以内に特許出願を行うときは使用者に属する。発明者は、第 9 条(4)に基づいて使用者から適正な報酬を受ける権利を有する。使用者がこの期間内に特許付与の出願を行わない場合は、特許を受ける権利は発明者に属するものとみなす。

(3) 本法の施行前に、旧法の規定に従って、(1)及び(2)に述べる特許出願の主題を実施している第三者の権利は影響を受けない。旧法に基づいて発明者証の発行を請求している特許出願の主題を旧法に基づいて実施している者から報酬を受ける発明者の権利は、影響を受けない。

第 79 条

庁は、本法の施行前に、国際条約にしたがって申請された発明者証確認請求に基づいて特許を付与する。ただし、申請人が、本法の施行から 6 月以内に、かかる発明者証確認の申請を特許付与の条件に適合させることを条件とする。申請人がこれを行わない場合は、庁は、手

続を終了する。

第 80 条

- (1) 本法の施行前に決定が行われていない工業意匠出願は、本法の規定に基づいて処理する。
- (2) 法令集法律第 84/1972 号の規定に基づいて創作された工業意匠で出願されているものの創作者の使用者は、出願人としての登録を求める請求を本法の施行から 3 月以内に提出する場合は、出願する権利を有する。創作者は、本法第 44 条(4)に基づいて使用者から報酬を受ける権利を有する。使用者が出願人としての登録を求める請求をこの期間内に提出しない場合は、工業意匠の創作者が工業意匠の登録を出願したものとみなす。
- (3) (1)及び(2)にいう工業意匠出願の主題を利用する第三者の権利で旧法の規定に基づき本法の施行前に開始したものは、影響を受けない。旧法の規定に基づいて実施の報酬を受ける創作者の権利は影響を受けない。

第 81 条

- (1) 法令集法律第 84/1972 号に基づいて交付された発明者証は、出願日から 15 年満了時に終了する。ただし、その有効期間は、本法の施行後 1 年より前には終了しない。本法の施行から 1 年満了後の発明者証の有効性の維持は、関連法の規定に基づく手数料の納付を条件とする。
- (2) 法令集法律第 84/1972 号に基づいて交付された工業意匠登録証は、出願日から 5 年満了時に終了する。庁は、請求により、工業意匠登録証の有効期間を 5 年間延長する。ただし、当該登録証の有効期間は、本法施行後 1 年より前には終了しない。有効期間延長請求を提出するためには、関連法の規定に基づく手数料を納付しなければならない。
- (3) 旧法に基づいて発明又は工業意匠を使用する権利を保有又は取得している組織は、特許所有者又は工業意匠所有者と同一の権利を有する。
- (4) 法令集法律第 84/1972 号第 28 条(a)に定められている状況以外の場合において、旧法に基づき付与された発明者証により保護される発明であってその処分権が組織に属するか若しくは組織に取得されたが組織が実施していないものの発明者は、発明者証の有効期間中いつでも、発明者証の特許への変更を庁に請求する権利を有する。発明者証の特許への変更は、手数料の納付を条件とする。本項の規定については、規則において詳細に定める。
- (5) 発明者証により保護されている発明が法令集法律第 84/1972 号第 28 条(a)の規定に基づいて行われたものでない場合又は発明者証により保護されている工業意匠が同法第 82 条に基づいて創作されたものでない場合は、発明者又は工業意匠の創作者は、当該発明又は工業意匠の権利を適宜自己の事業の枠内で実施する権利を有する。
- (6) (3)にいう権利を有する組織が関連法の規定に基づいて発明者証を維持するための手数料を納付しない場合又は(1)に定める期間の満了から 6 月以内に工業意匠登録簿への登録を請求しない場合は、権利は、6 月の追加期間内に特許所有者又は工業意匠所有者が当該行為を行うことを条件として、特許所有者又は工業意匠所有者に復帰する。この期限の不遵守は、許容することができない。

第 82 条

- (1) 国外で付与された特許で主題が法令集法律第 84/1972 号第 28 条(b)及び(c)に該当するも

の所有者からの請求があった場合、庁は、パリ条約に定める期限の満了後チェコ共和国で行われた特許出願に対してパリ条約に基づいて優先権を付与することができる。

(2) (1)にいう請求は、特許出願が行われる時に提出しなければならない、かつ、国外での特許付与を証明する書類を本法の施行後 12 月以内に提出しなければならない。

(3) 庁は、次の場合、(2)に基づく発明の出願に対して特許を付与してはならない。

(a) 出願人が、特許の主題の販売又は製造について何れかの国から付与された認可を証明する書類を提出しなかった場合

(b) 出願人が、何れかの国で特許の主題の販売又は製造の認可を付与されてから 6 月以内に提出した請求に基づいてチェコ共和国の権限ある機関が付与したチェコ共和国国内での特許の主題の販売又は製造の認可を証明する書類を提出しなかった場合

(c) 国外で付与された特許の主題が、(1)及び(2)に基づく出願の前に、チェコ共和国の市場に出されている場合

(4) 国外で特許を付与された特許の所有者は、(1)及び(2)に基づいて請求を提出した後、特許付与から 3 月以内に、かつ、遅くとも(5)に基づく特許の有効期間の満了前に、(3)(a)及び(b)にいう書類を提出しなければならない。

(5) (2)に基づいて提出した出願の結果として付与された特許の有効期間は、与えられた優先日から 16 年とする。

(6) (2)、(3)(a)及び(b)並びに(4)に定める期限の不遵守は、許容することができない。

第 83 条

旧法は、本法の施行前に付与された発明の特許及び工業意匠の特許に由来する法律関係に適用する。

第 84 条

旧法に基づいて発明者証により保護される発明若しくは登録証により保護される工業意匠の実施で本法の施行前に開始されたもの又は本法の施行前に契約により認められた実施は、特許所有者の権利の侵害とはならない。当該実施について報酬を受ける発明者の権利は影響を受けない。

第 85 条

(1) 本法の施行前に終了しなかった合理化提案の出願の処理は、本法に基づいて完結するものとする。ただし、第 73 条(2)に定める期限は、本法の施行日に開始するものと解する。

(2) 旧法は、本法の施行前に保護すべき決定が下された合理化提案に由来する法律関係に適用する。ただし、合理化提案証の有効期間は、本法施行から 3 年と解する。

第 86 条

(1) 発見の又は発明、工業意匠若しくは合理化提案の実施に係る対価の請求権、図面、ひな形若しくは原型の作成に係る適正な費用の返還に係る請求権、発見、発明、工業意匠若しくは合理化提案の創作、試作及び完成に進んで参加する意思に係る請求権、又は発明若しくは合理化提案の使用の可能性への注意喚起に係る対価の請求権で、本法の施行前に生じたものについては、旧法を適用する。

(2) 発明者証により保護された発明で第 81 条(3)に基づいて組織が特許所有者の権利を取得したものを本法の施行後に実施する場合は、当該組織は、第 9 条(4)に基づいて発明者に報酬を支払う。登録証により保護される工業意匠で第 81 条(3)に基づいて組織が工業意匠登録証所有者の権利を取得したものを本法の施行後に実施する場合は、当該組織は、第 44 条(4)に基づいて工業意匠所有者に報酬を支払う。

(3) 合理化提案創案者証が発行されている合理化提案の実施にかかる報酬についての請求権で本法の施行前に生じたものについては、旧法を適用する。

第 87 条

本法の施行前に発表された課題的作業(thematic task)については、旧法を適用する。

第 88 条 授権，廃止及び最終規定

庁は、命令により、発明及び工業意匠に関する手続を詳細に規定する。庁は維持手数料の金額について命令で規定する。

第 89 条

次の法令は廃止する。

1. 発見，発明，合理化提案及び工業意匠に関する法令集法律第 84/1972 号
2. 発見，発明及び工業意匠に係る手続に関する法令集命令第 104/1972 号
3. 合理化提案に関する法令集命令第 105/1972 号
4. 外国の発明及び工業意匠に係る外国との関係に関する法令集命令第 107/1972 号
5. 発明，合理化提案及び工業意匠に対する報酬に係る紛争の調停手続に関する法令集命令第 93/1972 号
6. 発見，発明，合理化提案及び工業意匠に対する報酬に関する法令集命令第 27/1986 号
7. 発明，合理化提案及び工業意匠の管理，並びに国内経済におけるその計画的利用に関する法令集命令第 28/1986 号
8. 課題的作業の企画に関する法令集命令第 29/1986 号
9. 発見，発明，合理化提案及び工業意匠に関する法令集法律第 84/1972 号の規定の例外を定める法令集命令第 68/1974 号

第 90 条 施行

本法は、1991 年 1 月 1 日から施行する。

第 24 条(3)及び第 1 部第 III 章の規定は 2002 年 7 月 1 日から施行する。

法令集法律第 116/2000 号の経過規定

1. その後別段の規定がなされない限り、本法は、本法の施行日より前に成立した関係にも適用される。関係創設は既存の規則に基づいて考慮される。
2. 本法の施行前になされた係属中の手続における行為は影響を受けない。
3. 係属中の手続は、本法に従って終結させられる。